

新さんきゅうハウスの格闘と生活保護

吉田 和雄

■11月から入居が始まった

本誌130号(本年2月1日)で、私は、生活困窮者や野宿者に週5日の食事、入浴の無料サービスを提供する「さんきゅうハウス」の利用者が増えて、立川市内のアパートの一室では手狭になり居場所の役割が果たせなくなったので、一軒家を借りて8月には「新さんきゅうハウス」のお披露目ができるようにしたいと、カンパのご協力をお願いしました。読者のみなさまから多くのご支援・ご協力をいただきましたことに厚くお礼申し上げます。私たちの当初の計画では、①現在の「さんきゅうハウス」の食事、入浴サービス、居場所づくりの運営を継続する。②貧困ビジネスの「低家賃」料金宿泊所とは一線を画し、生活保護受給者の中でも一人暮らしが困難な人に個室で食事付のシェアハウスを7部屋用意し入居してもらう。③地域住民・市民に利用者の収入の足しになり雇用にもつながるイベントや事業を展開する、というものでした。

とところが、転居先予定地の地元自治会の一部の人びとから予想を越えた反発と抵抗に会い、現在は事業計画の縮小と変更を余儀なくされました。10月末、私たちは弁護士同席の下、4度に及ぶ自治会側との協議の末、自治会・近隣住民側に配慮し、譲歩できうる限りの運営条件を書面で提出。11月1日から入居者のお一人を畳のある六畳の個室に迎えることができました。建物の建築基準を満たす制約が新たに加わったこともあり、入居受け入れ者は3人となり、当初の計画は変更せざるをえなくなりましたが、入居者が健康を維持、回復され、自由な生活ができることを願いながら運営をはじめました。この入居者は糖尿病腎症を患われ、自分で注射を打ち、食事の制限や不眠、慢性の下痢にも悩まされています。生活保護を受給していても貧困ビジネスの寮もアパートでの一人暮らしも困難な方です。

同様の糖尿病でF市内の病院に10ヵ月も入院していて、私たちが「新さんきゅうハウス」でお世話をしようとしていた人がいました。生活保護制度や他の公的サービスでは十分なケア、見守りができないことがわかり、私たちのスタッフ不足もあり入居が困難なことを本人に説得しようと市のケースワーカーとも相談していた矢先、シビレを切らしたのか、補装具をつけたまま病院から脱出し、生活保護も打ち切られました。現在は立川市内の路上で、本人の意思もあり、弱った体で車イスで暮らしていますが、なんとかしなくてはなりません。

■女性、若者の貧困と向き合う

「さんきゅうハウス」の利用者の大半は50〜80代までの中高齢者ですが、「貧困と格差社会」のシワ寄せは女性と若者にも押しよせています。この半年で20〜40代の女性の路上生活者に何人も出会い、生活保護につなげた人が3人いましたが、10月に生活保護を受給してもらった40代の女性は、八王子市内の寮生活に馴染めず立川市の路上に「もどり」ました。20代の女性は対話が成立しないので、今は女性スタッフが夜回りの時に様子を見ています。

こんな話ばかりですとドン詰りのように思われるかもしれませんが、希望の見えることもあります。児童養護施設出身で監禁生活のPTSDによる対人恐怖症を抱えながらも、私たちとの接触により、路上生活から寮生活へ。寮でも他者とのかわりがうまくいかず路上に放り出された20代の若者が、9月からアパート暮らしを始めました。この過程の一部は6月のNHKハートネットTVや9月NHK特報首都圏でも放送されました。彼は、買いものにも一人でいけずアパートで引きこもり気味の30代男性のところへ「さんきゅうハウス特製弁当」を宅配しています。自分も



自立生活を始めながら、生活相談にのり、買
いものにも連れ出すようになり、3年間外食
はおろかコンビニにすらいけなかった人を
1カ月で外に連れ出す関係を築きました。紆
余曲折を経ながら一歩ずつ新しい生活をはじ
めている若者もいるのです。

■生活保護切り下げは日本の貧困大国化

生活保護制度は生活困窮者にとって「最後
のセーフティネット」ですが、路上生活をし
ている人の大半や利用者の皆さんにとって
「さんきゅうハウス」は「究極のセーフティ
ネット」になっています。

ところが、生存権を保障した憲法25条のも
とでの生活保護制度の見直し、生活保護基準

の削減が、今秋から年末にかけての予算編成
過程で決定されようとしています。政府は8
月17日「特に財政に大きな負担となっている
社会保障分野についてもこれを聖域視するこ
となく、生活保護の見直しをはじめとして、
最大の効率化を図る」との概算要求基準を閣
議決定しました。これにより、来年度予算で
生活保護基準の引き下げを行うことは必至の
情勢となりました。

これは到底許せません。第1に、財政削減
を目的に生活保護費を切り下げた行為は、到
底許されるものではありません。日本の生
活保護費のGDPに占める割合は0.5%で、
OECD加盟国平均の3.5%の7分の1に
すぎません。自己責任大国アメリカでさえ0.
8%で、諸外国に比べて格段に低いのです。

第2に、生活保護基準を生活保護費以下の
所得の最下層の世帯と比較するという恣意的
非合理的なやり方にも大きな問題があります。
最低賃金程度で暮らす非正規労働者や国民年
金だけで暮らす年金生活者などと比較して生
活保護費が高いから引き下げるとするのは本
末転倒です。

日本の生活保護利用率は、受給者が
210万人を突破したといえ人口の1.
6%にすぎません。ドイツの9.7%、フラ
ンスの5.7%（いずれも2010年度）と比べ
ると4〜7分の1の人しか利用していません。
生活保護を利用する資格のある人のうちで生
活保護を受給している割合は、15%〜32%と

されています。必要な人の8割の人が受給で
きていない捕捉率、利用率の低さこそ問題に
すべきなのです。

第3に、生活保護基準の切り下げは、これ
に連動している最低賃金など、医療・福祉・
教育・税制に至る多様な施策を通して市民生
活に大きな影響を及ぼします。

生活保護法自体の「見直し」もひどいもの
です。「働けるのに生活保護を受ける人が増
えている」という生活保護バッシングに押さ
れ、就労指導を強化することで自立できる
というのは、先述したような「さんきゅうハウ
ス」の利用者のような人の実態をまるで知ら
ない机上の空論です。

因みに先述した糖尿病腎症の「新さんきゅう
ハウス」入居者のSさん（47才）は、ハロー
ワークからさんきゅうハウスを紹介され、足
を引きずって助けを求めにきたのです。生活
保護世帯の受給者が増えているとされる「そ
の他世帯」「稼働年齢層」には、Sさんのよ
うな中・軽度の障がい者や傷病を抱える人が
多く含まれます。格差と貧困から解放され、
だれもが安心して暮らせる社会、先行きの不
安を抱かなくてもすむ社会、だれにでも社会
的役割や居場所のある社会をめざし、助け合
い、分かち合いの仕組みを共につくりだして
いきましょう。

（よしだ・かずお／本誌編集委員、写真提供も筆者）
※今号のニュースにもカンパのお願いチラシを同封さ
せていただきました。よろしくお願いします。